

令和8年度協定締結医療機関施設・設備整備事業に係るQ&A

(令和7年12月17日第1版)

目次

1 共通

No	質問事項	頁
Q1-1	どのような医療機関が対象となるか。	4
Q1-2	事業を完了する期限はあるか。	4
Q1-3	新型コロナ緊急包括支援交付金による補助を受けた医療機関は対象になるか。	4
Q1-4	補助金の交付を受けたが協定を締結しない場合や解除した場合は、どういった対応をとるのか。	4
Q1-5	当該補助金で整備した施設・設備については、新興感染症等以外の対応に使用することは可能か。	4
Q1-6	公立の医療機関は対象となるのか。	5
Q1-7	国立大学法人は対象となるのか。	5
Q1-8	事業はいつから着手できるのか。	5
Q1-9	医療措置協定を締結する予定の医療機関等は、必ず申請しなくてはいけないのか。	5
Q1-10	宿泊療養施設及び検査機関は対象となるか。	5

2 病室の感染対策に係る整備に関すること

No	質問事項	頁
Q2-1	申請できる病室数に上限はあるのか。	5
Q2-2	個室整備に医療用（災害用）コンテナは補助対象となるか。	5
Q2-3	個室整備の補助についてはトイレのみの整備等についても対象となるか。	6
Q2-4	専用の陰圧装置、空調設備等付属設備とは、その病床に固定で設置されているものを指すという理解でよいか。	6

	その場合は、簡易陰圧機のように備え付けができるものは対象外と考えてよいか。	
Q2-5	手術室に陰圧機を設置する場合も当補助金の対象になるか。 また、救急患者の受入処置室に設置する場合は対象になるのか。	6
Q2-6	個室整備に係る設計や工事を公社又は別事業者に委託して実施する場合の費用は対象となるか。	6

3 病棟等の感染対策に係る整備に関すること

No	質問事項	頁
Q3-1	「病棟等の感染対策に係る整備」の対象経費として、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置や病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修が挙げられているが、この場合の対象面積は、単純にパーテーションや扉が床に接している面積のみになるのか、設置するに際し改修が必要になる面積やゾーニングする予定の面積をすべて含めるのか。	7
Q3-2	個室整備またはゾーニングに係る改修等について、病棟として、トイレ・バス等を整備するための工事は補助対象としてよいか。	7

4 個人防護具保管施設の整備に関すること

No	質問事項	頁
Q4-1	個人防護具保管庫整備のメニューで、キャビネットやロッカー等の整備も補助対象になるのか。	7
Q4-2	個人防護具保管庫については、駐車場に物置型の倉庫を設置する場合は、対象となるのか。	8
Q4-3	業者に保管庫を作ってもらって PPE を預けた場合、当該保管庫に対して補助されるのか。	8
Q4-4	医療機関が負担する個人防護具の費用について、補助の予定はあるか。	8
Q4-5	個人防護具保管施設を新築（改築）する際に、既存の建物の取り壊しを行う場合、取り壊しに要する費用も補助対象となるか。	8

5 設備整備に関するこ

No	質問事項	頁
Q5-1	『HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）』について、設置費用は対象経費となるか。	9
Q5-2	陰圧対応でない『HEPA フィルター付き空気清浄機』は対象経費となるか。	9
Q5-3	『HEPA フィルター付き空気清浄機及びパーテーション』の交換用フィルター等の消耗品は対象経費となるか。	9
Q5-4	『HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）』について、付帯する備品（陰圧ブース、ダクト、アタッチメント等）は対象経費に含まれるか。	9
Q5-5	検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置）は、協定において検査を実施することを定めていることも当然要件となるのか。	9
Q5-6	検査機器は、抗原検査機器は含まれるのか。	10
Q5-7	設備整備の「簡易陰圧装置の整備」について、1 病室に 2 台以上の整備を行う場合も、補助の対象になるか。	10
Q5-8	HEPA フィルター付き空気清浄機の基準額は「1 施設当たり」について、病院で複数建物があるような場合、施設とは建物ごとと考えてよいのか。	10
Q5-9	検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置）の台数制限はあるか。	10
Q5-10	簡易陰圧装置について、本体以外の導入経費も補助対象となるか。	10

1 共通

Q1-1 どのような医療機関が対象となるか。

- 県と医療措置協定を締結または締結を予定している病院及び診療所が対象となります。

Q1-2 事業を完了する期限はあるか。

- 令和9年2月末までに完了する必要があります。
- 対象期間内に事業完了が見込めないものについては、補助対象外となりますのでご留意ください。

Q1-3 新型コロナ緊急包括支援交付金による補助を受けた医療機関は対象になるか。

- 新型コロナ緊急包括支援交付金による補助を受けた医療機関であっても、今後の新興感染症に備えて、さらに新規購入、増設又は更新をする場合には、補助対象となります。

Q1-4 補助金の交付を受けたが協定を締結しない場合や解除した場合は、どういった対応をとるのか。

- 補助金により整備した医療機関が協定を締結しない場合や、補助金により整備した協定締結医療機関が協定を解除した場合には、財産処分の手続きが必要となり、補助金を返還する必要があります。

Q1-5 当該補助金で整備した施設・設備については、新興感染症等以外の対応に使用することは可能か。

- 当該事業により整備した病室や機器については、新興感染症発生・まん延時における対応に支障のない範囲で、一般医療に使用することは可能です。ただし、新興感染症発生・まん延時の備えとして整備することを目的とした補助事業のため、整備後に感染症対応の用途に使用しなくなった時点で、財産処分の手続きを行い、補助金を返還していただく場合があります。

Q1-6 公立の医療機関は対象となるのか。

- 公立（地方独立行政法人含む。）医療機関も補助対象です。

Q1-7 国立大学法人は対象となるのか。

- 国立大学法人も補助対象です。

Q1-8 事業はいつから着手できるのか。

- 県交付内示後に、着手が可能です。
- なお、内示後に契約を締結し、補助事業を開始するのであれば、内示前に入札等で業者を選定しておくことは可能です。

Q1-9 医療措置協定を締結する予定の医療機関等は、必ず申請しなくてはいけないのか。

- 事業の実施を要望する医療機関のみ、申請書の提出をお願いします。

Q1-10 宿泊療養施設及び検査機関は対象となるか。

- 宿泊療養施設及び検査機関への財政支援は現段階ではございません。

2 病室の感染対策に係る整備に関すること

Q2-1 申請できる病室数に上限はあるのか。

- 医療措置協定で取り決めた確保病床に基づき、必要な病室分の申請が可能です。

Q2-2 個室整備に医療用（災害用）コンテナは補助対象となるか。

- コンテナについては、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
- ただし、病床確保に係る協定を締結する医療機関の感染症対策を目的として整備するものであり、災害用として整備する場合には補助対象とはなりません。

Q2-3 個室整備の補助についてはトイレのみの整備等についても対象となるか。

- 既存の個室を改修する場合には、トイレのみの整備であっても補助対象となります。
- ただし、単に老朽化を理由として既に設置されているトイレ・バスを更新する場合には補助対象とはなりません。

Q2-4 専用の陰圧装置、空調設備等付属設備とは、その病床に固定で設置されているものを指すという理解でよいか。

その場合は、簡易陰圧機のように備え付けができるものは対象外と考えてよいか。

- 病室（病床）の工事と併せて整備を行う当該病室の感染対策のための設備を想定しています。
- 工事を伴わずに設置できる簡易陰圧装置を整備する場合は、設備整備事業の活用をご検討ください。

Q2-5 手術室に陰圧機を設置する場合も当補助金の対象になるか。

また、救急患者の受入処置室に設置する場合は対象になるのか。

- 手術室や処置室の陰圧化についても、新興感染症の入院患者に対する医療を行うために必要な整備であれば、補助対象になるものと考えています。

Q2-6 個室整備に係る設計や工事を公社又は別事業者に委託して実施する場合の費用は対象となるか。

- 人員・知見の不足により公社又は別事業者へ委託する場合、病院への補助は対象とすることが可能と考えられます。
- ただし、補助対象となるのは「工事費又は工事請負費」のみであり、「設計その他工事に伴う事務に要する費用」は、交付の対象外費用となります。

3 病棟等の感染対策に係る整備に関すること

Q3-1 「病棟等の感染対策に係る整備」の対象経費として、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置や病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修が挙げられているが、この場合の対象面積は、単純にパーテーションや扉が床に接している面積のみになるのか、設置するに際し改修が必要になる面積やゾーニングする予定の面積をすべて含めるのか。

- 工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。

Q3-2 個室整備またはゾーニングに係る改修等について、個室ではなく病棟として、トイレ・バス等を整備するための工事は補助対象としてよいか。

- 病棟の感染対策として、一般患者と感染症患者のゾーニング等の観点から、トイレ・バス等を整備する場合には補助対象とすることは可能です。

4 個人防護具保管施設の整備に関すること

Q4-1 個人防護具保管庫整備のメニューで、キャビネットやロッカー等の整備も補助対象になるのか。

- 個人防護具保管施設整備の対象経費は、建物整備の工事に要する費用となります。
- そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合）は、補助対象となりません。（個人防護具保管スペース確保の為、医療機関内の建物に棚等を設置するための工事を行う場合は、施設整備費補助金の対象となり得ます。）
- なお、個人防護具保管庫を建築物として整備する際、換気扇や電気設備の整備、PPE のケースを置くためのラックの取り付け等について、付属設備として一体的に整備する場合は、補助対象となります。

Q4-2 個人防護具保管庫については、駐車場に物置型の倉庫を設置する場合は、対象となるのか。

- 建築工事を伴わず、単に物置を購入して設置するのみの場合は、補助対象となりません。
- なお、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。

Q4-3 業者に保管庫を作つてもらって PPE を預けた場合、当該保管庫に対して補助されるのか。

- 補助の対象は、協定締結医療機関であり、業者が設置する保管庫（医療機関ではない場所に整備する保管庫）は補助の対象となりません。

Q4-4 医療機関が負担する個人防護具の費用について、補助の予定はあるか。

- 個人防護具の購入費用について、現在のところ補助の予定はございません。

Q4-5 個人防護具保管施設を新築（改築）する際に、既存の建物の取り壊しを行う場合、取り壊しに要する費用も補助対象となるか。

- 新築するために既存建物を取り壊す場合は補助対象となります。

5 設備整備に関すること

Q5-1 『HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）』について、設置費用は対象経費となるか。

- 設備を設置するにあたっての設置費用については、対象経費に含まれます。

Q5-2 陰圧対応でない『HEPA フィルター付き空気清浄機』は対象経費となるか。

- 補助対象外です。陰圧対応可能なものに限ります。
- なお、当事業については、「HEPA フィルター付パーテーション」ではなく、「HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）」を補助対象としています。

Q5-3 『HEPA フィルター付き空気清浄機及びパーテーション』の交換用フィルター等の消耗品は対象経費となるか。

- 補助対象外です。消耗品等のランニングコストについては対象としていません。

Q5-4 『HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）』について、付帯する備品（陰圧ブース、ダクト、アタッチメント等）は対象経費に含まれるか。

- 陰圧ブースは対象外になります。ただし、ダクト、アタッチメントについては陰圧機能の使用にあたり不可欠な場合に限り、対象経費とします。
- なお、陰圧ブースやテントを設置しなければ稼働しない機器の場合には、補助対象となり得ます。

Q5-5 検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置）は、協定において検査を実施することを定めていることも当然要件となるのか。

- ご認識のとおりです。

Q5-6 検査機器は、抗原検査機器は含まれるのか。

- PCR 検査装置及び等温遺伝子増幅装置に限ります。抗原検査機器は含まれません。
- なお、PCR 検査装置及び等温遺伝子増幅装置を設置し稼働するため必要な場合には、附属する PC 等についても補助対象となります。

Q5-7 設備整備の「簡易陰圧装置の整備」について、1 病室に 2 台以上の整備を行う場合も、補助の対象になるか。

- 病室の面積等の関係から、1 病室に 2 台以上を整備しなければ陰圧にできないなどの必要性がある場合には補助対象となり得ます。

Q5-8 HEPA フィルター付き空気清浄機の基準額は「1 施設当たり」について、病院で複数建物があるような場合、施設とは建物ごとと考えてよいか。

- 1 施設は、協定締結医療機関単位となります。

Q5-9 検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置）の台数制限はあるか。

- 病床確保又は発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な範囲内（協定の履行に必要な台数の新規購入・増設・更新）であれば特段制限を設けていません。

Q5-10 簡易陰圧装置について、本体以外の導入経費も補助対象となるか。

- ダクト工事や陰圧ブースと組み合わせなければ陰圧化できない機器の場合には、本体以外の導入経費も補助対象となり得ます。